

生産物分類の新旧対照表

資料1-2

生産物分類 (修正案)			日本標準産業分類 (令和5年7月改定)			修正が 必要な理由	生産物分類 現行(2019年設定)			日本標準産業分類 (平成25年10月改定)		
暫定分類 コード	分類項目名	説明・内容例示	大分類 コード	大分類名	小分類		暫定分類 コード	分類項目名	説明・内容例示	大分類 コード	大分類名	小分類
0130010000	9 農業サービス		A	農業、林業		01300300	9 農業サービス		A	農業、林業		
0130010010	1 共同乾燥施設サービス	○ カントリーエレベーター・ライスセンターの利用料	A	農業、林業	013	01300303	1 共同乾燥施設サービス	○ カントリーエレベーター・ライスセンターの利用料	A	農業、林業	013	
0130010030	1 土地改良区サービス	○ 土地改良区の賦課金(かんがい用水の供給サービス)	A	農業、林業	013	01300306	1 土地改良区サービス	○ 土地改良区の賦課金(かんがい用水の供給サービス)	A	農業、林業	013	
0130010050	1 航空防除サービス(有人の航空機によるものを除く)	航空法(昭和27年法律第231号)に規定する航空機以外による航空防除サービス。 なお、航空機による航空防除サービスは航空機使用サービスに分類される。 ○ ドローン(マルチコプター)・ラジコン機・無人ヘリコプター等によって提供される航空防除サービス	A	農業、林業	013	01300309	1 航空防除サービス	○ 航空機以外による航空防除サービス × 航空機による航空防除サービス	A	農業、林業	013	
0130010070	1 共同選別場サービス	○ 共同選別場サービス、花き共同選別場サービス	A	農業、林業	013	01300312	1 共同選別場サービス	○ 共同選別場サービス、花き共同選別場サービス	A	農業、林業	013	
0130010090	1 種付サービス	○ 人工授精サービス	A	農業、林業	013	01300315	1 種付サービス	○ 人工授精サービス	A	農業、林業	013	
0130010110	1 農作業代行サービス	○ 稲作・畑作・果樹・花き・工芸農作物農業の農作業の代行サービス × 共同乾燥施設サービス、青果物共同選果場サービス	A	農業、林業	013	01300318	1 農作業代行サービス	○ 稲作・畑作・果樹・花き・工芸農作物農業の農作業の代行サービス × 共同乾燥施設サービス、青果物共同選果場サービス	A	農業、林業	013	
0130010999	9 その他の農業サービス	農業サービスのうち、他に分類されないもの。ただし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)に基づき、農業作業員又は畜産作業員などを派遣するサービスは労働者派遣サービスに分類される。 ○ 酪農ヘルパーサービス、家畜育成サービス、観光農園及び体験農園(農園利用契約によりサービスが提供されるもの)サービス × 農産物の委託販売手数料、精米サービス、トラクター等農業用機械の賃貸、農業倉庫サービス、伐採・植林等林業サービス、農業散布サービス(航空機によるもの)、ペットホテルサービス、動物に対する医療・保健サービス、家畜委託販売手数料、と畜料、家畜市場手数料、競走馬への調教サービス、貸農園(特定農地貸付法、都市農地賃借法又は市民農園整備促進法により、利用者に農地を貸し出すもの)サービス、農業経営コンサルタント、園場写真撮影サービス	A	農業、林業	013	01300399	9 その他の農業サービス	農業サービスのうち、他に分類されないもの。ただし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)に基づき、農業作業員又は畜産作業員などを派遣するサービスは労働者派遣サービスに分類される。 ○ 稲作・畑作・果樹・花き・工芸農作物農業の農作業の代行サービス、酪農ヘルパーサービス、家畜育成サービス、観光農園及び体験農園(農園利用契約によりサービスが提供されるもの)サービス × 農産物の委託販売手数料、精米サービス、トラクター等農業用機械の賃貸、農業倉庫サービス、伐採・植林等林業サービス、農業散布サービス(航空機によるもの)、ペットホテルサービス、動物に対する医療・保健サービス、家畜委託販売手数料、と畜料、家畜市場手数料、競走馬への調教サービス、貸農園(特定農地貸付法、都市農地賃借法又は市民農園整備促進法により、利用者に農地を貸し出すもの)サービス、農業経営コンサルタント、園場写真撮影サービス	A	農業、林業	013	
3012010000	9 スマートフォン、携帯電話機、PHS電話機		E	製造業		30120300	9 携帯電話機、PHS電話機		E	製造業		
3012010010	9 スマートフォン、携帯電話機、PHS電話機	○ スマートフォン、携帯電話、PHS	E	製造業	301	携帯電話機の主流はスマートフォンのため、項目名に明記する。	30120303	9 携帯電話機、PHS電話機	○ スマートフォン、携帯電話、PHS	E	製造業	301
3031010000	1 電子計算機(パーソナルコンピュータを除く)		E	製造業		30310300	1 電子計算機(パーソナルコンピュータを除く)		E	製造業		
3031010010	1 はん用コンピュータ		E	製造業	303		30310303	1 はん用コンピュータ	E	製造業	303	
3031010030	1 ミッドレンジコンピュータ	ワークステーション用のCPUやGPUが搭載されているコンピュータ。 ○ オフィスコンピュータ、ワークステーション	E	製造業	303	内容をわかりやすくするため修正する。	30310306	1 ミッドレンジコンピュータ	○ オフィスコンピュータ、ワークステーション	E	製造業	303
3031010050	1 電子計算機の部分品、取付具、附属品		E	製造業	303		30310309	1 電子計算機部分品、取付具、附属品	E	製造業	303	
3032010000	9 パーソナルコンピュータ		E	製造業		30320300	9 パーソナルコンピュータ		E	製造業		
3032010010	9 パーソナルコンピュータ(サーバ用)	サーバ用途に使用することを目的として設計・製造したパーソナルコンピュータ。IAサーバ等、IA搭載のブレードサーバは本分類に含まれる。 なお、ブレード一枚につき一台でカウントする。	E	製造業	303		30320303	9 パーソナルコンピュータ(サーバ用)	サーバ用途に使用することを目的として設計・製造したパーソナルコンピュータ。IAサーバ等、IA搭載のブレードサーバは本分類に含まれる。 なお、ブレード一枚につき一台でカウントする。	E	製造業	303
3032010030	9 パーソナルコンピュータ(デスクトップ型)	常時机上等に設置して使用することを目的として設計・製造したパーソナルコンピュータ。タワー型、モニターとの一体型及びクライアント用途のみのワークステーションは本分類に含まれる。	E	製造業	303		30320306	9 パーソナルコンピュータ(デスクトップ型)	常時机上等に設置して使用することを目的として設計・製造したパーソナルコンピュータ。タワー型、モニターとの一体型及びクライアント用途のみのワークステーションは本分類に含まれる。	E	製造業	303
3032010050	9 パーソナルコンピュータ(ノートブック型)	ディスプレイ、キーボード等の入力装置が本体と一体となり折り畳みが可能で、持ち運びが容易なように設計し、キーボード等が一体で販売されているパーソナルコンピュータ。 × パーソナルコンピュータ(タブレット型)	E	製造業	303	成長が著しく、今後も生産の伸びが大きいことが予想されるため、パーソナルコンピュータの統合分類に新たにパーソナルコンピュータ(タブレット型)を新規立項する。また、タブレット型パーソナルコンピュータとそれ以外のタブレット型端末装置との区分けを明確にするため、産業用のタブレット型端末装置が含まれないことを明示する。	30320309	9 パーソナルコンピュータ(ノートブック型)	ディスプレイ、キーボード等の入力装置が本体と一体となり折り畳みが可能で、持ち運びが容易なように設計したパーソナルコンピュータ。 タブレット型パーソナルコンピュータは本分類に含まれる。	E	製造業	303
3032010070	9 パーソナルコンピュータ(タブレット型)	タッチ機能を搭載した液晶ディスプレイを主な入力装置とする、板状の、持ち運びが容易なように設計したパーソナルコンピュータ。 × 産業用タブレット型端末装置	E	製造業	303				【新設】			
3032010090	9 パーソナルコンピュータの部分品、取付具、附属品		E	製造業	303		30320312	9 パーソナルコンピュータの部分品、取付具、附属品	E	製造業	303	
3111010000	9 自動車(二輪自動車を含む)		E	製造業		31110300	9 自動車(二輪自動車を含む)		E	製造業		
3111010010	9 軽乗用車(化石燃料車、シャシーを含む)	車の大きさ幅1.48m以下、高さ2m以下、長さ3.4m以下のもの及び気筒容積660ml以下の乗用車。シャシーも本分類に含まれる。 ○ 軽乗用車(シャシー、完成車)	E	製造業	311	クリーンエネルギー車を取り出したことによる修正	31110303	9 軽乗用車(シャシーを含む)	車の大きさ幅1.48m以下、高さ2m以下、長さ3.4m以下のもの及び気筒容積660ml以下の乗用車。シャシーも本分類に含まれる。 ○ 軽乗用車(シャシー、完成車)	E	製造業	311
3111010030	9 小型乗用車(化石燃料車、シャシーを含む)	車の大きさ幅1.48mを超え1.7m以下、高さ2m以下、長さ3.4mを超え4.7m以下のもの及びディーゼル車以外のものは気筒容積660mlを超え2000ml以下の乗用車。シャシーも本分類に含まれる。 ○ 小型乗用車(シャシー、完成車)	E	製造業	311	クリーンエネルギー車を取り出したことによる修正	31110306	9 小型乗用車(シャシーを含む)	車の大きさ幅1.48mを超え1.7m以下、高さ2m以下、長さ3.4mを超え4.7m以下のもの及びディーゼル車以外のものは気筒容積660mlを超え2000ml以下の乗用車。シャシーも本分類に含まれる。 ○ 小型乗用車(シャシー、完成車)	E	製造業	311
3111010050	9 普通乗用車(化石燃料車、気筒容積2000mlを超えるもの)(シャシーを含む)	車の大きさ幅1.7mを超え、高さ2mを超え、長さ4.7mを超えるもの ○ 普通乗用車(シャシー、完成車)	E	製造業	311	クリーンエネルギー車を取り出したことによる修正	31110309	9 普通乗用車(気筒容積2000mlを超えるもの)(シャシーを含む)	車の大きさ幅1.7mを超え、高さ2mを超え、長さ4.7mを超えるもの ○ 普通乗用車(シャシー、完成車)	E	製造業	311
3111010070	9 乗用車(ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車)	駆動に化石燃料と電気を併用する自動車	E	製造業	311	環境に配慮したクリーンエネルギー車の増加が見込まれることによる。			【新規立項】			
3111010090	9 乗用車(電気自動車、燃料電池自動車)	駆動に化石燃料を使用しない自動車	E	製造業	311	環境に配慮したクリーンエネルギー車の増加が見込まれることによる。			【新規立項】			

生産物分類 (修正案)			日本標準産業分類 (令和5年7月改定)			修正が 必要理由	生産物分類 現行(2019年設定)			日本標準産業分類 (平成25年10月改定)		
暫定分類 コード	分類項目名	説明・内容例示	大分類 コード	大分類名	小分類		暫定分類 コード	分類項目名	説明・内容例示	大分類 コード	大分類名	小分類
31110100070	1	小型バス(化石燃料車、シャシーを含む)	E	製造業	311	31110312	1	小型バス(シャシーを含む)	E	製造業	311	
31110100090	1	大型バス(化石燃料車、シャシーを含む)	E	製造業	311	31110315	1	大型バス(シャシーを含む)	E	製造業	311	
31110100110	1	軽トラック(ガソリン車、シャシーを含む)	E	製造業	311	31110318	1	軽トラック(シャシーを含む)	E	製造業	311	
31110100130	1	小型トラック(ガソリン車、シャシーを含む)	E	製造業	311	31110321	1	小型トラック(ガソリン車、シャシーを含む)	E	製造業	311	
31110100150	1	小型トラック(ディーゼル車、シャシーを含む)	E	製造業	311	31110324	1	小型トラック(ディーゼル車、シャシーを含む)	E	製造業	311	
31110100170	1	普通トラック(ガソリン車、シャシーを含む)	E	製造業	311	31110327	1	普通トラック(ガソリン車、シャシーを含む)	E	製造業	311	
31110100190	1	普通トラック(ディーゼル車、シャシーを含む)	E	製造業	311	31110330	1	普通トラック(ディーゼル車、シャシーを含む)	E	製造業	311	
31110100210	1	トラック(けん引車、シャシーを含む)	E	製造業	311	31110333	1	トラック(けん引車、シャシーを含む)	E	製造業	311	
	1	トラック・バス(化石燃料のみに含まれないもの)	E	製造業	311							
31110100230	1	トレーラ(シャシーを含む)	E	製造業	311	31110336	1	トレーラ(シャシーを含む)	E	製造業	311	
31110100250	1	特別用途車	E	製造業	311	31110339	1	特別用途車	E	製造業	311	
31110100270	9	二輪自動車(モータスクータを含む)(気筒容積50ml以下)	E	製造業	311	31110342	9	二輪自動車(モータスクータを含む)(気筒容積50ml以下)	E	製造業	311	
31110100290	9	二輪自動車(モータスクータを含む)(気筒容積50mlを超え125ml以下)	E	製造業	311	31110345	9	二輪自動車(モータスクータを含む)(気筒容積50mlを超え125ml以下)	E	製造業	311	
31110100310	9	二輪自動車(モータスクータを含む)(気筒容積125mlを超え250ml以下)	E	製造業	311	31110348	9	二輪自動車(モータスクータを含む)(気筒容積125mlを超え250ml以下)	E	製造業	311	
31110100330	9	二輪自動車(モータスクータを含む)(気筒容積250mlを超えるもの)	E	製造業	311	31110351	9	二輪自動車(モータスクータを含む)(気筒容積250mlを超えるもの)	E	製造業	311	
32960100000	9	情報記録物の複製(新聞、書籍等の印刷物を除く)	E	製造業		32960300	9	情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く)	E	製造業		
32960100010	1	音響用情報記録物	E	製造業	329	32960303	9	音響用情報記録物	E	製造業	329	
32960100030	1	映像用情報記録物	E	製造業	329	32960306	9	映像用情報記録物	E	製造業	329	
32960100050	1	ゲーム用の記録物	E	製造業	329	32960309	1	ゲーム用の記録物	E	製造業	329	
32960109999	1	その他の情報記録物	E	製造業	329	32960399	9	その他の情報記録物	E	製造業	329	
39100200000	1	事業用パッケージソフトウェア	E、G	製造業、 情報通信業		39100600	1	事業用パッケージソフトウェア	G	情報通信業		
39100200010	1	事業用アプリケーションソフトウェア(物理的媒体)	E、G	製造業、 情報通信業	329、 391	39100603	1	事業用アプリケーションソフトウェア(物理的媒体)	G	情報通信業	391	

生産物分類 (修正案)			日本標準産業分類 (令和5年7月改定)			修正が 必要な理由	生産物分類 現行(2019年設定)			日本標準産業分類 (平成25年10月改定)		
暫定分類 コード	分類項目名	説明・内容例示	大分類 コード	大分類名	小分類		暫定分類 コード	分類項目名	説明・内容例示	大分類 コード	大分類名	小分類
39100200030	1 事業用アプリケーション ソフトウェア(配信用)	不特定多数のユーザーを対象とし、かつ、主として事業用に開発・販売されたパッケージソフトウェアのうち、特定の機能を実行するために利用されるアプリケーションソフトウェアで、オンライン配信用に作成されたもの ○ 事業用ワープロソフト(配信用)、事業用表計算ソフト(配信用)、事業用グラフィックソフト(配信用)、財務管理ソフト(配信用)、給与計算ソフト(配信用)	E、G	製造業、 情報通信業	329、 391	財分野の「情報記録物」とサービス分野の「ソフトウェア(物理的媒体)」の区分の明確化するため。	39100606	1 事業用アプリケーション ソフトウェア(配信用)	不特定多数のユーザーを対象とし、かつ、主として事業用に開発・販売されたパッケージソフトウェアのうち、特定の機能を実行するために利用されるアプリケーションソフトウェアで、オンライン配信用に作成されたもの ○ 事業用ワープロソフト(配信用)、事業用表計算ソフト(配信用)、事業用グラフィックソフト(配信用)、財務管理ソフト(配信用)、給与計算ソフト(配信用)	G	情報通信業	391
39100200050	1 事業用基本ソフトウェア (物理的媒体)	不特定多数のユーザーを対象とし、かつ、主として事業用に開発・販売されたパッケージソフトウェアのうち、コンピュータシステムを管理し、基本的な操作環境を提供する基本ソフトウェアについて、当該ソフトの著作権を有する企業が、CD、DVD等の物理的媒体に記録したもの。 ただし、プレインストール版の家庭用アプリケーションソフトウェアは、ソフトウェアの使用許諾サービス(エンドユーザー向けを除く)に分類される。 なお、著作権を有する企業から委託を受けて著作権を有しない企業が生産したものは、その他の情報記録物に分類される。 ○ 事業用オペレーティングシステムソフトウェア(物理的媒体)、事業用ミドルウェア(物理的媒体)、事業用アンチウイルスソフト(物理的媒体)	E、G	製造業、 情報通信業	329、 391		39100609	1 事業用基本ソフトウェア (物理的媒体)	不特定多数のユーザーを対象とし、かつ、主として事業用に開発・販売されたパッケージソフトウェアのうち、コンピュータシステムを管理し、基本的な操作環境を提供する基本ソフトウェアで、CD、DVD等の物理的媒体に記録されたもの ○ 事業用オペレーティングシステムソフトウェア(物理的媒体)、事業用ミドルウェア(物理的媒体)、事業用アンチウイルスソフト(物理的媒体)	G	情報通信業	391
39100200070	1 事業用基本ソフトウェア (配信用)	不特定多数のユーザーを対象とし、かつ、主として事業用に開発・販売されたパッケージソフトウェアのうち、コンピュータシステムを管理し、基本的な操作環境を提供する基本ソフトウェアで、オンライン配信用に作成されたもの ○ 事業用オペレーティングシステムソフトウェア(配信用)、事業用ミドルウェア(配信用)、事業用アンチウイルスソフト(配信用)	E、G	製造業、 情報通信業	329、 391		39100612	1 事業用基本ソフトウェア (配信用)	不特定多数のユーザーを対象とし、かつ、主として事業用に開発・販売されたパッケージソフトウェアのうち、コンピュータシステムを管理し、基本的な操作環境を提供する基本ソフトウェアで、オンライン配信用に作成されたもの ○ 事業用オペレーティングシステムソフトウェア(配信用)、事業用ミドルウェア(配信用)、事業用アンチウイルスソフト(配信用)	G	情報通信業	391
39100300000	9 家庭用パッケージソフト ウェア(ゲームソフトウ ェアを除く)		E、G	製造業、 情報通信業			39100900	9 家庭用パッケージソフト ウェア(ゲームソフトウ ェアを除く)		G	情報通信業	
39100300010	9 家庭用アプリケーション ソフトウェア(ゲームソフト ウェアを除く、物理的媒 体)	不特定多数のユーザーを対象とし、かつ、主として家庭用に開発・販売されたパッケージソフトウェアのうち、特定の機能を実行するために利用されるアプリケーションソフトウェアについて、当該ソフトの著作権を有する企業が、CD、DVD等の物理的媒体に記録したもの。 ただし、プレインストール版の家庭用アプリケーションソフトウェアは、ソフトウェアの使用許諾サービス(エンドユーザー向けを除く)に分類される。 なお、著作権を有する企業から委託を受けて著作権を有しない企業が生産したものは、その他の情報記録物に分類される。 ○ 家庭用ワープロソフト(物理的媒体)、家庭用表計算ソフト(物理的媒体)、家計簿ソフト(物理的媒体)、はがき作成ソフト(物理的媒体) × ゲームソフトウェア(物理的媒体)	E、G	製造業、 情報通信業	329、 391		39100903	9 家庭用アプリケーション ソフトウェア(ゲームソフト ウェアを除く、物理的媒 体)	不特定多数のユーザーを対象とし、かつ、主として家庭用に開発・販売されたパッケージソフトウェアのうち、特定の機能を実行するために利用されるアプリケーションソフトウェアで、CD、DVD等の物理的媒体に記録されたもの。 ただし、プレインストール版の家庭用アプリケーションソフトウェアは、ソフトウェアの使用許諾サービス(エンドユーザー向けを除く)に分類される。 ○ 家庭用ワープロソフト(物理的媒体)、家庭用表計算ソフト(物理的媒体)、家計簿ソフト(物理的媒体)、はがき作成ソフト(物理的媒体) × ゲームソフトウェア(物理的媒体)	G	情報通信業	391
39100300030	9 家庭用アプリケーション ソフトウェア(ゲームソフト ウェアを除く、配信用)	不特定多数のユーザーを対象とし、かつ、主として家庭用に開発・販売されたパッケージソフトウェアのうち、特定の機能を実行するために利用されるアプリケーションソフトウェアで、オンライン配信用に作成されたもの ○ 家庭用ワープロソフト(配信用)、家庭用表計算ソフト(配信用)、家計簿ソフト(配信用)、はがき作成ソフト(配信用) × ゲームソフトウェア(配信用)	E、G	製造業、 情報通信業	329、 391		39100906	9 家庭用アプリケーション ソフトウェア(ゲームソフト ウェアを除く、配信用)	不特定多数のユーザーを対象とし、かつ、主として家庭用に開発・販売されたパッケージソフトウェアのうち、特定の機能を実行するために利用されるアプリケーションソフトウェアで、オンライン配信用に作成されたもの ○ 家庭用ワープロソフト(配信用)、家庭用表計算ソフト(配信用)、家計簿ソフト(配信用)、はがき作成ソフト(配信用) × ゲームソフトウェア(配信用)	G	情報通信業	391
39100300050	9 家庭用基本ソフトウェア (物理的媒体)	不特定多数のユーザーを対象とし、かつ、主として家庭用に開発・販売されたパッケージソフトウェアのうち、コンピュータシステムを管理し、基本的な操作環境を提供する基本ソフトウェアについて、当該ソフトの著作権を有する企業が、CD、DVD等の物理的媒体に記録したもの。 ただし、プレインストール版の家庭用基本ソフトウェアは、ソフトウェアの使用許諾サービス(エンドユーザー向けを除く)に分類される。 なお、著作権を有する企業から委託を受けて著作権を有しない企業が生産したものは、その他の情報記録物に分類される。 ○ 家庭用オペレーティングシステムソフトウェア(物理的媒体)、家庭用ミドルウェア(物理的媒体)、家庭用アンチウイルスソフト(物理的媒体)	E、G	製造業、 情報通信業	329、 391		39100909	9 家庭用基本ソフトウェア (物理的媒体)	不特定多数のユーザーを対象とし、かつ、主として家庭用に開発・販売されたパッケージソフトウェアのうち、コンピュータシステムを管理し、基本的な操作環境を提供する基本ソフトウェアで、CD、DVD等の物理的媒体に記録されたもの。 ただし、プレインストール版の家庭用基本ソフトウェアは、ソフトウェアの使用許諾サービス(エンドユーザー向けを除く)に分類される。 ○ 家庭用オペレーティングシステムソフトウェア(物理的媒体)、家庭用ミドルウェア(物理的媒体)、家庭用アンチウイルスソフト(物理的媒体)	G	情報通信業	391
39100300070	9 家庭用基本ソフトウェア (配信用)	不特定多数のユーザーを対象とし、かつ、主として家庭用に開発・販売されたパッケージソフトウェアのうち、コンピュータシステムを管理し、基本的な操作環境を提供する基本ソフトウェアで、オンライン配信用に作成されたもの ○ 家庭用オペレーティングシステムソフトウェア(配信用)、家庭用ミドルウェア(配信用)、家庭用アンチウイルスソフト(配信用)	E、G	製造業、 情報通信業	329、 391		39100912	9 家庭用基本ソフトウェア (配信用)	不特定多数のユーザーを対象とし、かつ、主として家庭用に開発・販売されたパッケージソフトウェアのうち、コンピュータシステムを管理し、基本的な操作環境を提供する基本ソフトウェアで、オンライン配信用に作成されたもの ○ 家庭用オペレーティングシステムソフトウェア(配信用)、家庭用ミドルウェア(配信用)、家庭用アンチウイルスソフト(配信用)	G	情報通信業	391
39100400000	2 ゲームソフトウェア		E、G	製造業、 情報通信業			39101200	2 ゲームソフトウェア		G	情報通信業	
39100400010	2 ゲームソフトウェア(物理 的媒体)	不特定多数のユーザーを対象とし、家庭用ゲーム機用、パソコン用、携帯用のゲームソフトウェアとして開発・販売されるゲームソフトウェアについて、当該ソフトの著作権を有する企業が、CD、DVD等の物理的媒体に記録したもの。 ただし、業務用ゲームソフトウェアは組込みソフトウェアの受注制作サービスに分類される。 なお、著作権を有する企業から委託を受けて著作権を有しない企業が生産したものは、ゲーム用の記録物に分類される。	E、G	製造業、 情報通信業	329、 391		財分野の「情報記録物」とサービス分野の「ソフトウェア(物理的媒体)」の区分の明確化のため。	39101203	2 ゲームソフトウェア(物理 的媒体)	不特定多数のユーザーを対象とし、家庭用ゲーム機用、パソコン用、携帯用のゲームソフトウェアとして開発・販売されるゲームソフトウェアのうち、CD、DVD等の物理的媒体に記録されたもの。 ただし、業務用ゲームソフトウェアは組込みソフトウェアの受注制作サービスに分類される。	G	情報通信業
39100400030	2 ゲームソフトウェア(配信 用)	不特定多数のユーザーを対象とし、家庭用ゲーム機用、パソコン用、携帯用のゲームソフトウェアとして開発・販売されるゲームソフトウェアのうち、オンライン配信用に作成されたもの。 ただし、業務用ゲームソフトウェアは組込みソフトウェアの受注制作サービスに分類される。	E、G	製造業、 情報通信業	329、 391	39101206		2 ゲームソフトウェア(配信 用)	不特定多数のユーザーを対象とし、家庭用ゲーム機用、パソコン用、携帯用のゲームソフトウェアとして開発・販売されるゲームソフトウェアのうち、オンライン配信用に作成されたもの。 ただし、業務用ゲームソフトウェアは組込みソフトウェアの受注制作サービスに分類される。	G	情報通信業	391
40100100000	1 ウェブ情報検索・提供 サービス(広告収入)		G	情報通信業		40100300	1 ウェブ情報検索・提供 サービス(広告収入)		G	情報通信業		
40100100010	1 ウェブ情報検索・提供 サービス(広告収入)	インターネットを通じてウェブ情報の検索エンジンや各種ウェブ情報を提供するサービスのうち、事業者からの広告収入によるもの。 ただし、財・サービスの取引を仲介するものは、「マーケットプレイス提供サービス」となる。 ○ ウェブ情報検索サイト、ポータルサイト等が提供するサービスの広告収入 × データベースサービス(不動産情報、交通運輸情報、気象情報、科学技術情報など)、市場調査・世論調査・社会調査サービス、ニュース供給サービス	G	情報通信業	401	・分類の区分を明確にするため ・表現の統一をするため	40100303	1 ウェブ情報検索・提供 サービス(広告収入)	インターネット経由でウェブ情報の検索エンジンや各種ウェブ情報を提供するサービスのうち、事業者からの広告収入によるもの ○ ウェブ情報検索サイト、ポータルサイト等が提供するサービスの広告収入 × データベースサービス(不動産情報、交通運輸情報、気象情報、科学技術情報など)、市場調査・世論調査・社会調査サービス、ニュース供給サービス	G	情報通信業	401
40100200000	9 ウェブ情報検索・提供 サービス(広告以外の収 入)		G	情報通信業			40100600	9 ウェブ情報検索・提供 サービス(広告以外の収 入)		G	情報通信業	

生産物分類 (修正案)			日本標準産業分類 (令和5年7月改定)			修正が必要な理由	生産物分類 現行(2019年設定)			日本標準産業分類 (平成25年10月改定)		
暫定分類コード	分類項目名	説明・内容例示	大分類コード	大分類名	小分類		暫定分類コード	分類項目名	説明・内容例示	大分類コード	大分類名	小分類
41100200010	1	テレビ番組の制作サービス 外部からの委託を受けてテレビ番組(テレビコマーシャルを除く。)を制作し、又はテレビ番組制作に係る技術業務を行うサービス。 テレビ番組を自主制作し、テレビ局等に配給するサービスは本分類に含まれる。 ○ ケーブルテレビ番組の制作 × テレビコマーシャルの制作、海外テレビドラマ等の他者が制作したテレビ番組の配給	G	情報通信業	411	分類を明確にするため。	41100603	1	テレビ番組の制作サービス 外部からの委託を受けてテレビ番組(テレビコマーシャルを除く。)を制作し、又はテレビ番組制作に係る技術業務を行うサービス。 テレビ番組を自主制作し、テレビ局等に配給するサービスは本分類に含まれる。 × テレビコマーシャルの制作、海外テレビドラマの配給	G	情報通信業	411
41100500000	9	映像ソフト(物理的媒体)	E、G	製造業、 情報通信業			41101500	9	映像ソフト(物理的媒体)	G	情報通信業	
41100500010	9	映像ソフト(物理的媒体)	E、G	製造業、 情報通信業	329、 411	財分野の「情報記録物」とサービス分野の「ソフトウェア(物理的媒体)」の区分の明確化するため。	41101503	9	映像ソフト(物理的媒体) 販売するために制作・複製された映像ソフトのうち、DVDなどの物理的媒体に記録されたもの × 映像著作物のオリジナル	G	情報通信業	411
41100600000	9	映像ソフト(配信用)	E、G	製造業、 情報通信業			41101800	9	映像ソフト(配信用)	G	情報通信業	
41100600010	9	映像ソフト(配信用)	E、G	製造業、 情報通信業	329、 411		41101803	9	映像ソフト(配信用) 販売するために制作・複製された映像ソフトのうち、オンライン配信用のもの × 映像著作物のオリジナル	G	情報通信業	411
41100800000	1	映像著作権の使用許諾サービス	G	情報通信業			41102400	1	映像著作権の使用許諾サービス	G	情報通信業	
41100800010	1	映画の映像著作権の使用許諾サービス 映画作品(自社が著作権を有するものに限る。)を使用する権利を第三者に対して許諾するサービス × 著作権等管理サービス	G	情報通信業	411							【新規立項】
41100800030	1	テレビの映像著作権の使用許諾サービス テレビ番組の映像(自社が著作権を有するものに限る。)を使用する権利を第三者に対して許諾するサービス。 ただし、スポーツの試合をテレビ、有線テレビ又はインターネットで放送・配信する権利を第三者に対して許諾するサービスは、スポーツ興行等の放送権の使用許諾サービスに分類される。 ○ 海外ドラマ等の他者が制作したテレビ番組を買い付け、使用を許諾するサービス × 著作権等管理サービス	G	情報通信業	411							【新規立項】
41100800050	1	その他の映像著作権の使用許諾サービス その他の映像作品(自社が著作権を有するものに限る。)を使用する権利を第三者に対して許諾するサービス × 著作権等管理サービス	G	情報通信業	411							【新規立項】
		【削除】				令和4年経済構造実態調査(乙調査)の廃止に関連し、国際SNA基準に準拠したSNAの計算に必要な項目に対応するため。	41102403	1	ビデオグラム化権の使用許諾サービス 映像作品(自社が著作権を有するものに限る。)をビデオやDVDなどに複製し頒布する権利を第三者に対して許諾するサービス	G	情報通信業	411
		【削除】					41102406	1	映像著作物に係るテレビ放映権の使用許諾サービス 映像作品(自社が著作権を有するものに限る。)をテレビ又はインターネットで放映・配信する権利を第三者に対して許諾するサービス。 海外ドラマ等の他者が制作したテレビ番組を買い付け、テレビ局等に配給するサービスは本分類に含まれる。 ただし、スポーツの試合をテレビ、有線テレビ又はインターネットで放送・配信する権利を第三者に対して許諾するサービスは、スポーツ興行等の放送権の使用許諾サービスに分類される。	G	情報通信業	411
		【削除】					41102409	1	リメイク権の使用許諾サービス 映像作品(自社が著作権を有するものに限る。)をリメイク(翻案、改良)する権利を第三者に対して許諾するサービス	G	情報通信業	411
		【削除】					41102499	1	その他の映像著作権の使用許諾サービス 映像著作権の使用許諾サービスのうち、他に分類されないもの。 ただし、ビデオグラム化以外の商品化に伴う映像著作権の使用許諾サービスは、商品化権の使用許諾サービスに分類される。	G	情報通信業	411
41200100000	9	音楽ソフト(物理的媒体)	E、G	製造業、 情報通信業		財分野の「情報記録物」とサービス分野の「ソフトウェア(物理的媒体)」の区分の明確化するため。	41200300	9	音楽ソフト(物理的媒体)	G	情報通信業	
41200100010	9	音楽ソフト(邦楽)(物理的媒体) 販売するために制作・複製された邦楽の音楽、音響、音声について、当該ソフトの著作権を有する企業が、物理的媒体に記録したもの。 なお、著作権を有する企業から委託を受けて著作権を有しない企業が生産したものは、音響用情報記録物に分類される。 × 音楽・音声著作物のオリジナル	E、G	製造業、 情報通信業	329、 412	令和4年経済構造実態調査(乙調査)の廃止に関連し、国際SNA基準に準拠したSNAの計算に必要な項目に対応するため。						【新規立項】
41200100030	9	音楽ソフト(邦楽以外)(物理的媒体) 販売するために制作・複製された邦楽以外の音楽、音響、音声について、当該ソフトの著作権を有する企業が、物理的媒体に記録したもの。 なお、著作権を有する企業から委託を受けて著作権を有しない企業が生産したものは、音響用情報記録物に分類される。 × 音楽・音声著作物のオリジナル	E、G	製造業、 情報通信業	329、 412							【新規立項】
【廃止】	9	音楽CD 販売するために制作・複製された音楽、音響、音声について、当該ソフトの著作権を有する企業が、CDに記録したもの。 なお、著作権を有する企業から委託を受けて著作権を有しない企業が生産したものは、音響用情報記録物に分類される。 × 音楽・音声著作物のオリジナル	E、G	製造業、 情報通信業	329、 412		41200303	9	音楽CD 販売するために制作・複製された音楽、音響、音声のうち、CDに記録されたもの × 音楽・音声著作物のオリジナル	G	情報通信業	412
【廃止】	9	その他の音楽用物理的媒体(音楽CDを除く) 販売するために制作・複製された音楽、音響、音声について、当該ソフトの著作権を有する企業が、CD以外の物理的媒体に記録したもの。 なお、著作権を有する企業から委託を受けて著作権を有しない企業が生産したものは、音響用情報記録物に分類される。 ○ MD、カセットテープ、LPレコードなど × 音楽CD、DVD(音楽ビデオ)、音楽・音声著作物のオリジナル	E、G	製造業、 情報通信業	329、 412	財分野の「情報記録物」とサービス分野の「ソフトウェア(物理的媒体)」の区分の明確化するため。	41200306	9	その他の音楽用物理的媒体(音楽CDを除く) 販売するために制作・複製された音楽、音響、音声のうち、CD以外の物理的媒体に記録されたもの ○ MD、カセットテープ、LPレコードなど × 音楽CD、DVD(音楽ビデオ)、音楽・音声著作物のオリジナル	G	情報通信業	412
【廃止】	9	音楽ビデオ(物理的媒体) 販売するために制作・複製された音楽、音響、音声に映像をつけて編集したのものについて、当該ソフトの著作権を有する企業が、CD、DVD等の物理的媒体に記録したもの。 なお、著作権を有する企業から委託を受けて著作権を有しない企業が生産したものは、映像用情報記録物に分類される。 ○ DVD(音楽ビデオ)	E、G	製造業、 情報通信業	329、 412		41200309	9	音楽ビデオ(物理的媒体) 販売するために制作・複製された音楽、音響、音声に映像をつけて編集したもののうちCD、DVD等の物理的媒体に記録されたもの ○ DVD(音楽ビデオ)	G	情報通信業	412
41200200000	9	音楽ソフト(配信用)	E、G	製造業、 情報通信業			41200600	9	音楽ソフト(配信用)	G	情報通信業	
41200200010	9	邦楽音楽ソフト(邦楽)(配信用) 販売するために制作された邦楽の音楽、音響、音声及び音楽ビデオのうち、オンライン配信用のもの	E、G	製造業、 情報通信業	329、 412	財分野の「情報記録物」とサービス分野の「ソフトウェア(物理的媒体)」の区分の明確化のため。	41200603	9	音楽ソフト(配信用) 販売するために制作された音楽、音響、音声及び音楽ビデオのうち、オンライン配信用のもの	G	情報通信業	412

生産物分類 (修正案)			日本標準産業分類 (令和5年7月改定)			修正が 必要な理由	生産物分類 現行(2019年設定)			日本標準産業分類 (平成25年10月改定)		
暫定分類 コード	分類項目名	説明・内容例示	大分類 コード	大分類名	小分類		暫定分類 コード	分類項目名	説明・内容例示	大分類 コード	大分類名	小分類
41200200030	9 音楽ソフト(邦楽以外) (配信用)	販売するために制作された邦楽以外の音楽、音響、音声及び音楽ビデオのうち、オンライン配信用のもの	E、G	製造業、 情報通信業	329、 412			【新規立項】				
	1 貨物自動車運送サービス(引越サービス、宅配便サービス、重機運送サービスを除く)		H	運輸業、郵便業				(記載場所を移動)				
	1 貨物自動車運送サービス(引越サービス、宅配便サービス、重機運送サービスを除く)	自動車により貨物を運送するサービス。 なお、3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている運送サービスは3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービスに、自走により自動車を回送するサービスはその他の事業者向けサービスに分類される。 × 引越サービス、宅配便サービス、重機運送サービス	H	運輸業、郵便業	441、 442、 443、 444			(記載場所を移動)				
44000600000	1 3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービス		H L	運輸業、郵便業 学術研究、専門・技術サービス業		44001800	1 サードパーティ・ロジスティクスサービス		H	運輸業、郵便業		
44000600010	1 3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービス	他者から委託を受けて、物流戦略の企画立案や物流システムの構築の提案を行い、かつ、それに伴う物流業務(商品等の入荷管理、保管管理、流通加工(包装、梱包)、出荷管理から商品等の輸送など)を包括的に受託し、実行するサービス × その他の貨物自動車運送サービス、倉庫サービス、貨物利用運送サービス(3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービスを提供する事業者が同サービスの一環として行わないもの)	H L	運輸業、郵便業 学術研究、専門・技術サービス業	442、 444、 471、 472、 482、 728	44001803	1 サードパーティ・ロジスティクスサービス	荷主企業に代わって、物流戦略の企画立案や物流システムの構築の提案を行い、かつ、それを包括的に受託し、実行するサービス	H	運輸業、郵便業	442、 444、 471、 472、 482、 728	
46200100000	1 航空機使用サービス		H	運輸業、郵便業		46200300	1 航空機使用サービス		H	運輸業、郵便業		
46200100010	1 航空機使用サービス	航空法(昭和27年法律第231号)に規定する航空機を使用して、請負により航空運送以外の薬剤散布、魚群探見、空中写真測量などを行うサービス。 ただし、航空機を使用して操縦訓練をさせるサービスはその他の運輸・操縦教習サービスに、航空機を使用して広告を行うサービスは屋外広告スペース提供サービス又は交通広告スペース提供サービスに分類される。 また、航空機以外による航空防除サービスは、航空防除サービス(有人の航空機によるものを除く)に分類される。	H	運輸業、郵便業	462	46200303	1 航空機使用サービス	航空機を使用して、請負により航空運送以外の薬剤散布、魚群探見、空中写真測量などを行うサービス。 ただし、航空機を使用して操縦訓練をさせるサービスはその他の運輸・操縦教習サービスに、航空機を使用して広告を行うサービスは屋外広告スペース提供サービス又は交通広告スペース提供サービスに分類される。	H	運輸業、郵便業	462	
47000100000	9 倉庫サービス		H	運輸業、郵便業		47000300	9 倉庫サービス		H	運輸業、郵便業		
47000100010	9 倉庫サービス(冷蔵・冷凍倉庫を除く)	冷蔵・冷凍倉庫以外の倉庫による保管サービス。 トランクルームによる保管サービスは本分類に含まれる。 ただし、3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている保管サービスは3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービスに分類される。	H	運輸業、郵便業	471	47000303	9 倉庫サービス(冷蔵・冷凍倉庫を除く)	冷蔵・冷凍倉庫以外の倉庫による保管サービス。 トランクルームによる保管サービスは本分類に含まれる。 ただし、サードパーティ・ロジスティクスサービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている保管サービスはサードパーティ・ロジスティクスサービスに分類される。	H	運輸業、郵便業	471	
47000100030	1 冷蔵・冷凍倉庫サービス	冷蔵・冷凍倉庫による保管サービス。 ただし、3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている保管サービスは3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービスに分類される。	H	運輸業、郵便業	472	47000306	1 冷蔵・冷凍倉庫サービス	冷蔵・冷凍倉庫による保管サービス。 ただし、サードパーティ・ロジスティクスサービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている保管サービスはサードパーティ・ロジスティクスサービスに分類される。	H	運輸業、郵便業	472	
48200100000	9 貨物利用運送サービス(宅配便サービス、引越サービスを除く)		H	運輸業、郵便業		48200300	9 貨物利用運送サービス(宅配便サービス、引越サービスを除く)		H	運輸業、郵便業		
48200100010	9 貨物利用運送サービス(宅配便サービス、引越サービスを除く)	貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)に規定する貨物利用運送事業による貨物運送サービス。 ただし、宅配便サービス、引越サービスは本分類に含まれない。 また、3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている運送サービスは3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービスに分類される。	H	運輸業、郵便業	444、 482	48200303	9 貨物利用運送サービス(宅配便サービス、引越サービスを除く)	貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)に規定する貨物利用運送事業による貨物運送サービス。 ただし、宅配便サービス、引越サービスは本分類に含まれない。 また、サードパーティ・ロジスティクスサービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている運送サービスはサードパーティ・ロジスティクスサービスに分類される。	H	運輸業、郵便業	444、 482	
52200100000	9 調味料(卸売)		I	卸売業、小売業		52200300	9 調味料(卸売)		I	卸売業、小売業		
52200100010	9 食卓塩(卸売)	○ 精製塩	I	卸売業、小売業	522	52200303	9 食卓塩(卸売)	○ 精製塩	I	卸売業、小売業	522	
52200100030	9 砂糖・甘味料(卸売)	○ 角砂糖、氷砂糖、液糖、ざらめ糖、白砂糖、ぶどう糖、水あめ、麦芽糖、異性化糖、果糖	I	卸売業、小売業	522	52200306	9 砂糖(卸売)	○ 角砂糖、氷砂糖、液糖、ざらめ糖、白砂糖	I	卸売業、小売業	522	
52200100050	9 味そ(卸売)	○ 粉味そ	I	卸売業、小売業	522	52200309	9 味そ(卸売)	○ 粉味そ	I	卸売業、小売業	522	
52200100070	9 しょう油、食用アミノ酸(卸売)	○ 粉しょう油、固形しょう油	I	卸売業、小売業	522	52200312	9 しょう油、食用アミノ酸(卸売)	○ 粉しょう油、固形しょう油	I	卸売業、小売業	522	
52200100090	9 ソース類(卸売)	○ ウスター・中濃・濃厚ソース、トマトケチャップ、マヨネーズ、トマトソース、ドレッシング	I	卸売業、小売業	522	52200315	9 ソース類(卸売)	○ ウスター・中濃・濃厚ソース、トマトケチャップ、マヨネーズ、トマトソース、ドレッシング	I	卸売業、小売業	522	
52200100110	9 食酢(卸売)	○ 米酢、米黒酢、大麦黒酢、果実酢	I	卸売業、小売業	522	52200318	9 食酢(卸売)	○ 米酢、米黒酢、大麦黒酢、果実酢	I	卸売業、小売業	522	
52200100130	9 香辛料(卸売)	○ カレー粉、からし粉、こしょう粉、わさび粉、七味とうがらし、にんにく粉、につけい粉	I	卸売業、小売業	522	52200321	9 香辛料(卸売)	○ カレー粉、からし粉、こしょう粉、わさび粉、七味とうがらし、にんにく粉、につけい粉	I	卸売業、小売業	522	
52200100150	9 みりん(本直しを含む)(卸売)	× みりん風調味料	I	卸売業、小売業	522	52200324	9 みりん(本直しを含む)(卸売)	× みりん風調味料	I	卸売業、小売業	522	
52200109999	9 その他の調味料(卸売)	○ カレールウ、シチュールウ、固形カレー、酒かす、精製はちみつ、スープ類、だしの素、エキス、タレ、みりん風調味料、ぼん酢、三杯酢、めんつゆ、もろみ	I	卸売業、小売業	522	52200399	9 その他の調味料(卸売)	○ カレールウ、シチュールウ、固形カレー、酒かす、精製はちみつ、スープ類、だしの素、エキス、タレ、みりん風調味料、ぼん酢、三杯酢、めんつゆ、もろみ	I	卸売業、小売業	522	
58990500000	9 調味料(小売)		I	卸売業、小売業		58991500	9 調味料(小売)		I	卸売業、小売業		

生産物分類 (修正案)			日本標準産業分類 (令和5年7月改定)			修正が 必要な理由	生産物分類 現行(2019年設定)			日本標準産業分類 (平成25年10月改定)		
暫定分類 コード	分類項目名	説明・内容例示	大分類 コード	大分類名	小分類		暫定分類 コード	分類項目名	説明・内容例示	大分類 コード	大分類名	小分類
58990500010	9 食卓塩(小売)	○ 精製塩	I	卸売業、小売業	589		58991503	9 食卓塩(小売)	○ 精製塩	I	卸売業、小売業	589
58990500030	9 砂糖・甘味料(小売)	○ 角砂糖、氷砂糖、液糖、ざらめ糖、白砂糖、 ぶどう糖、水あめ、麦芽糖、果糖	I	卸売業、小売業	589	でんぶん由来の甘味料の行き先が暖味になることを防ぐために、砂糖(小売)に異性化糖以外の甘味料を加えた。	58991506	9 砂糖(小売)	○ 角砂糖、氷砂糖、液糖、ざらめ糖、白砂糖	I	卸売業、小売業	589
58990500050	9 味そ(小売)	○ 粉味そ	I	卸売業、小売業	589		58991509	9 味そ(小売)	○ 粉味そ	I	卸売業、小売業	589
58990500070	9 しょう油、食用アミノ酸(小売)	○ 粉しょう油、固形しょう油	I	卸売業、小売業	589		58991512	9 しょう油、食用アミノ酸(小売)	○ 粉しょう油、固形しょう油	I	卸売業、小売業	589
58990500090	9 ソース類(小売)	○ ウスター・中濃・濃厚ソース、トマトケチャップ、マヨネーズ、トマトソース、ドレッシング	I	卸売業、小売業	589		58991515	9 ソース類(小売)	○ ウスター・中濃・濃厚ソース、トマトケチャップ、マヨネーズ、トマトソース、ドレッシング	I	卸売業、小売業	589
58990500110	9 食酢(小売)	○ 米酢、米黒酢、大麦黒酢、果実酢	I	卸売業、小売業	589		58991518	9 食酢(小売)	○ 米酢、米黒酢、大麦黒酢、果実酢	I	卸売業、小売業	589
58990500130	9 香辛料(小売)	○ カレー粉、からし粉、こしょう粉、わさび粉、七味とうがらし、にんにく粉、につけい粉	I	卸売業、小売業	589		58991521	9 香辛料(小売)	○ カレー粉、からし粉、こしょう粉、わさび粉、七味とうがらし、にんにく粉、につけい粉	I	卸売業、小売業	589
58990500150	9 みりん(本直しを含む)(小売)	× みりん風調味料	I	卸売業、小売業	589		58991524	9 みりん(本直しを含む)(小売)	× みりん風調味料	I	卸売業、小売業	589
58990509999	9 その他の調味料(小売)	○ カレールウ、シチュールウ、固形カレー、酒かす、精製はちみつ、スープ類、だしの素、エキス、タレ、みりん風調味料、ぼん酢、三杯酢、めんつゆ、もろみ	I	卸売業、小売業	589		58991599	9 その他の調味料(小売)	○ カレールウ、シチュールウ、固形カレー、酒かす、精製はちみつ、スープ類、だしの素、エキス、タレ、みりん風調味料、ぼん酢、三杯酢、めんつゆ、もろみ	I	卸売業、小売業	589
9	自動車用動力源(ガソリン、軽油、LPGを除く)(小売)		I	卸売業、小売業		EV及びFCVの今後の進展が見込まれることから、これら自動車向け新エネルギーの供給サービスを立項する。	(新設)					
9	電気自動車向け電気(小売)	充電スポットで給電されるもの。	I	卸売業、小売業	605	EV及びFCVの今後の進展が見込まれることから、これら自動車向け新エネルギーの供給サービスを立項する。	(新設)					
9	燃料電池自動車向け水素(小売)	水素ステーションで供給されるもの。	I	卸売業、小売業	605	EV及びFCVの今後の進展が見込まれることから、これら自動車向け新エネルギーの供給サービスを立項する。	(新設)					
60510100000	9 ガソリン(小売)		I	卸売業、小売業			60510300	9 ガソリン(小売)		I	卸売業、小売業	
60510100010	9 ガソリン(小売)		I	卸売業、小売業	605		60510303	9 ガソリン(小売)		I	卸売業、小売業	605
60510200000	9 軽油(小売)		I	卸売業、小売業			60510600	9 軽油(小売)		I	卸売業、小売業	
60510200010	9 軽油(小売)		I	卸売業、小売業	605		60510603	9 軽油(小売)		I	卸売業、小売業	605
60500100000	9 重油(小売)		I	卸売業、小売業			60500300	9 重油(小売)		I	卸売業、小売業	
60500100010	9 重油(小売)	○ A重油、B重油、C重油	I	卸売業、小売業	605		60500303	9 重油(小売)	○ A重油、B重油、C重油	I	卸売業、小売業	605
60500200000	9 灯油(小売)		I	卸売業、小売業			60500600	9 灯油(小売)		I	卸売業、小売業	
60500200010	9 灯油(小売)		I	卸売業、小売業	605		60500603	9 灯油(小売)		I	卸売業、小売業	605
60500300000	9 液化石油ガス(LPG)(小売)		I	卸売業、小売業			60500900	9 液化石油ガス(LPG)(小売)		I	卸売業、小売業	
60500300010	9 プロパンガス(小売)	プロパンを主成分に持つ液化石油ガス(LPG)であり、業務用及び家庭用の熱源として利用されるもの。ガスボンベが事業者により配送される。	I	卸売業、小売業	605		60500903	9 プロパンガス(小売)	プロパンを主成分に持つ液化石油ガス(LPG)であり、業務用及び家庭用の熱源として利用されるもの。ガスボンベが事業者により配送される。	I	卸売業、小売業	605
60500300030	9 自動車用LPGガス(オートガス)(小売)	ブタンを主成分に持つ液化石油ガス(LPG)で、自動車(LPG車)の燃料として用いられるもの。LPガススタンドにおいて供給される。	I	卸売業、小売業	605		60500906	9 自動車用LPGガス(オートガス)(小売)	ブタンを主成分に持つ液化石油ガス(LPG)で、自動車(LPG車)の燃料として用いられるもの。LPガススタンドにおいて供給される。	I	卸売業、小売業	605
60500300050	9 カートリッジ式ガスボンベ(小売)	液化石油ガス(LPG)を充てんした燃料容器(ボンベ)であり、ボンベを取り付けられる構造の専用こんろで利用されるもの	I	卸売業、小売業	605		60500909	9 カートリッジ式ガスボンベ(小売)	液化石油ガス(LPG)を充てんした燃料容器(ボンベ)であり、ボンベを取り付けられる構造の専用こんろで利用されるもの	I	卸売業、小売業	605
60500400000	1 その他の石油精製品(小売)		I	卸売業、小売業			60501200	1 その他の石油精製品(小売)		I	卸売業、小売業	
60500400010	1 潤滑油(小売)	○ 切削油、工作油剤	I	卸売業、小売業	605		60501203	1 潤滑油(小売)	○ 切削油、工作油剤	I	卸売業、小売業	605
60500400030	1 グリース(小売)		I	卸売業、小売業	605		60501206	1 グリース(小売)		I	卸売業、小売業	605
60520100000	9 非石油系燃料(小売)		I	卸売業、小売業			60520300	9 その他の非石油系燃料(小売)		I	卸売業、小売業	
60520100010	9 非石油系燃料(小売)	○ 石炭、練炭、まき、木炭、豆炭	I	卸売業、小売業	605	項目名の「その他の非石油系燃料(小売)」はそもそも非石油系の生産物分類が他に設定されていないため「その他」は不要。	60520303	9 その他の非石油系燃料(小売)	○ 石炭、練炭、まき、木炭、豆炭	I	卸売業、小売業	605
66190200000	9 資金決済サービス(銀行等から提供される為替サービスを除く)		J	金融業、保険業			66190600	9 資金決済サービス(銀行等から提供される為替サービスを除く)		J	金融業、保険業	
66190200010	9 前払式支払サービス	資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に規定する前払式支払手段発行者が、物品の購入又は役務の提供に用いる証票、番号、記号などの決済手段を加盟店に利用させるサービス。 コード決済事業者が提供するインターネット上の決済は本分類に含まれる。 また、同法の適用を受けないプレミアム付き商品券などの決済手段を加盟店に利用させるサービスは本分類に含まれる。 ○ 商品券・電子マネー・QRコード決済・プリペイドカード・プレミアム付き商品券等の加盟店手数料 × 課金・決済代行サービス	J	金融業、保険業	661	分類を明確にするため、説明及び内容例示を追加する。	66190603	9 前払式支払サービス	資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に規定する前払式支払手段発行者が、物品の購入又は役務の提供に用いる証票、番号、記号などの決済手段を加盟店に利用させるサービス。同法の適用を受けないプレミアム付き商品券などの決済手段を加盟店に利用させるサービスは本分類に含まれる。 ○ 商品券・電子マネー・プリペイドカード・プレミアム付き商品券等の加盟店手数料	J	金融業、保険業	661

生産物分類 (修正案)			日本標準産業分類 (令和5年7月改定)			修正が 必要な理由	生産物分類 現行(2019年設定)			日本標準産業分類 (平成25年10月改定)		
暫定分類 コード	分類項目名	説明・内容例示	大分類 コード	大分類名	小分類		暫定分類 コード	分類項目名	説明・内容例示	大分類 コード	大分類名	小分類
66190200030	9	暗号資産交換サービス 資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に規定する暗号資産の売買又は他の通貨との交換を行うサービス。 ただし、暗号資産の売買又は他の通貨との交換の媒介、取次ぎ又は代理はその他の金融代理サービスに分類される。 ○ 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換サービス × 暗号資産の売買又は他の通貨との交換の媒介・取次ぎ又は代理サービス	J	金融業、保険業	661	日本標準産業分類第14回改定の内容を踏まえた見直しのため。	66190606	9	仮想通貨交換サービス 資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に規定する仮想通貨の売買又は他の通貨との交換の媒介、取次ぎ又は代理はその他の金融代理サービスに分類される。 ○ 仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換サービス × 仮想通貨の売買又は他の通貨との交換の媒介・取次ぎ又は代理サービス	J	金融業、保険業	661
66190200050	9	資金移動サービス 資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に規定する国内及び海外あての為替取引を提供するサービス。 ただし、銀行法(昭和56年法律第59号)に規定する為替取引は内国為替サービス又は外国為替サービスに分類される。 × 課金・決済代行サービス	J	金融業、保険業	661	資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)の一部改正により、第一種資金移動業の送金可能な金額の上限が撤廃されたため。 また、分類を明確にするため内容例示を追加する。	66190609	9	資金移動サービス 資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に規定する国内及び海外あての少額(注)の為替取引を提供するサービス。 ただし、銀行法(昭和56年法律第59号)に規定する為替取引は内国為替サービス又は外国為替サービスに分類される。	J	金融業、保険業	661
66190209999	9	その他の資金決済サービス 資金決済サービスのうち、他に分類されないもの ○ 銀行等の中で生じた為替取引に基づく債務を清算するサービス × 課金・決済代行サービス	J	金融業、保険業	661	分類を明確にするため内容例示を追加する。	66190699	9	その他の資金決済サービス 資金決済サービスのうち、他に分類されないもの ○ 銀行等の中で生じた為替取引に基づく債務を清算するサービス	J	金融業、保険業	661
66190300000	1	課金・決済代行サービス		金融業、保険業 情報通信業		当該サービスは現行の生産物分類には設定されていない。分類を明確にするため、新設する。			(新設)			
66190300010	1	課金・決済代行サービス 主としてクレジットカードなど様々な決済事業者と加盟店との間に立ち、加盟契約、決済処理、入金手続、システム保守・管理などの業務を代行・一括提供するサービスを加盟店に提供するサービス。 ただし、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に規定する前払式支払手段発行者が、物品の購入又は役務の提供に用いる証券、番号、記号などの決済手段を加盟店に利用させるサービスは前払式支払手段に、同法に規定する国内及び海外あての為替取引を提供するサービスは資金移動サービスに分類される。 × 資金決済サービス(銀行等から提供される為替サービスを除く)		金融業、保険業 情報通信業	661, 401	当該サービスは現行の生産物分類には設定されていない。分類を明確にするため、新設する。 説明及び内容例示に、前払式支払手段サービス及び資金移動サービスは当該サービスに含まれない旨を記載し、区分を明確にする。			(新設)			
69100100000	1	非住宅用建物・スペース賃貸サービス(収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービス(時間又は日数単位で賃貸するもの)を除く)	K	不動産業、物品賃貸業		サービス内容がわかりやすくなるように分類名称を修正する。 また、「会議室・ホール等賃貸サービス(時間又は日数単位で賃貸するもの)」の名称変更により、説明文を修正する。	69100300	1	非住宅用建物賃貸サービス(収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く)	K	不動産業、物品賃貸業	
69100100010	1	事務所用建物・スペース賃貸サービス 事務所用の建物又はスペースを賃貸するサービス。 店舗用の建物又はスペースを賃貸するサービスは店舗用建物・スペース賃貸サービスに、物流施設又は物流用スペースを賃貸するサービスは物流施設・スペース賃貸サービスに、事務所用・店舗用・物流施設以外の非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービスはその他の非住宅用建物・スペース賃貸サービスに分類される。 ○ シェアオフィス(月又は年単位で賃貸するもの) × シェアオフィス(時間又は日数単位で賃貸するもの)	K	不動産業、物品賃貸業	691	サービス内容がわかりやすくなるように分類名称を修正する。 また、紛れやすい項目を○例示及び×例示に追加し、分類を明確にする。	69100303	1	事務所用建物賃貸サービス 事務所用の建物又はスペースを賃貸するサービス。 ただし、店舗用建物賃貸サービスは店舗用建物賃貸サービスに、物流施設賃貸サービスは物流施設賃貸サービスに、事務所用・店舗用・物流施設以外の非住宅用建物賃貸サービスはその他の非住宅用建物賃貸サービスに分類される。	K	不動産業、物品賃貸業	691
69100100030	1	店舗用建物・スペース賃貸サービス 店舗用の建物又はスペースを賃貸するサービス。 ただし、事務所用の建物又はスペースを賃貸するサービスは事務所用建物・スペース賃貸サービスに、物流施設又は物流用スペースを賃貸するサービスは物流施設賃貸サービスに、事務所用・店舗用・物流施設以外の非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービスはその他の非住宅用建物・スペース賃貸サービスに分類される。	K	不動産業、物品賃貸業	691	サービス内容がわかりやすくなるように、分類名称を修正する。	69100306	1	店舗用建物賃貸サービス 店舗用の建物又はスペースを賃貸するサービス。 ただし、事務所用建物賃貸サービスに、物流施設を賃貸するサービスは物流施設賃貸サービスに、事務所用・店舗用・物流施設以外の非住宅用建物賃貸サービスはその他の非住宅用建物賃貸サービスに分類される。	K	不動産業、物品賃貸業	691
69100100050	1	物流施設・スペース賃貸サービス 物流施設又は物流用スペースを賃貸するサービス。 ただし、水運施設を提供するサービスは水運施設提供サービスに、自動車ターミナルを提供するサービスは自動車ターミナル提供サービスに、貨物荷扱固定施設を提供するサービスは貨物荷扱固定施設提供サービスに分類される。	K	不動産業、物品賃貸業	691	サービス内容がわかりやすくなるように、分類名称を修正する。	69100309	1	物流施設賃貸サービス 物流施設又は物流用スペースを賃貸するサービス。 ただし、水運施設を提供するサービスは水運施設提供サービスに、自動車ターミナルを提供するサービスは自動車ターミナル提供サービスに、貨物荷扱固定施設を提供するサービスは貨物荷扱固定施設提供サービスに分類される。	K	不動産業、物品賃貸業	691
69100109999	1	その他の非住宅用建物・スペース賃貸サービス(収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービス(時間又は日数単位で賃貸するもの)を除く)のうち、他に分類されないもの	K	不動産業、物品賃貸業	691	サービス内容がわかりやすくなるように、分類名称を修正する。 また、「会議室・ホール等賃貸サービス(時間又は日数単位で賃貸するもの)」の名称変更により、説明文を修正する。	69100399	1	その他の非住宅用建物賃貸サービス 非住宅用建物賃貸サービス(収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く)のうち、他に分類されないもの	K	不動産業、物品賃貸業	691
69100300000	9	会議室・ホール等賃貸サービス(時間又は日数単位で賃貸するもの)	K	不動産業、物品賃貸業		時間又は日数単位で賃貸するものは、統合分類69100900「会議室・ホール等賃貸サービス(時間又は日数単位で賃貸するもの)」に分類されると整理する。	69100900	9	会議室・ホール等賃貸サービス 会議室・ホール等賃貸サービス	K	不動産業、物品賃貸業	
69100300010	9	会議室賃貸サービス(時間又は日数単位で賃貸するもの)	K	不動産業、物品賃貸業	691	分類を明確にするため、項目名を修正する。 内容例示の表記が他の詳細分類と差異があったため、×例示の表記を統一するために修正する。	69100903	9	会議室賃貸サービス 主として会議に用いられる部屋やスペースを時間又は日数単位で賃貸するサービス × 劇場賃貸サービス、会議室・ホール、固定式の椅子を有するもの	K	不動産業、物品賃貸業	691
69100300030	9	劇場式ホール賃貸サービス(時間又は日数単位で賃貸するもの)	K	不動産業、物品賃貸業	691, 951	分類を明確にするため、項目名を修正する。 対応する日本標準産業分類の小分類951(集会場)を追加する。	69100906	9	劇場式ホール賃貸サービス ステージや舞台、固定式の椅子などを有し、主として式典や講演会などに用いられる部屋やスペースを時間又は日数単位で賃貸するサービス。 ただし、スポーツ施設を提供するものはスポーツ施設利用サービスに分類される。	K	不動産業、物品賃貸業	691
69100309999	9	その他のスペース賃貸サービス(時間又は日数単位で賃貸するもの)	K	不動産業、物品賃貸業	691	分類を明確にするため、項目名を修正する。 ○例示に「シェアオフィス(時間又は日数単位で賃貸するもの)」を追加し、分類を明確にする。 内容例示の表記が他の詳細分類と差異があったため、×例示の表記を統一するために修正する。	69100999	9	その他のスペース賃貸サービス 会議室・ホール等賃貸サービスのうち、他に分類されないもの。 ただし、スポーツ施設を賃貸するサービスはスポーツ施設利用サービスに分類される。 × 劇場賃貸サービス、会議室賃貸サービス、スポーツ施設利用サービス	K	不動産業、物品賃貸業	691
82200100000	1	研修・職業訓練受託サービス	O	教育、学習支援業			82200300	1	研修・職業訓練受託サービス	O	教育、学習支援業	
82200100010	1	研修・職業訓練受託サービス 官公庁、企業又は事業所から委託を受けて、業務遂行のため、所属職員等の教育・研修を実施するサービス。 認定職業訓練として他の事業主等に係る労働者に対して行う職業訓練を受託するサービス及び公共職業訓練を受託するサービスは本分類に含まれる。 ○ 社員研修サービス、公共職業訓練受託サービス × 職業技能教授サービス	O	教育、学習支援業	822		82200303	1	研修・職業訓練受託サービス 官公庁、企業又は事業所から委託を受けて、業務遂行のため、所属職員等の教育・研修を実施するサービス。 認定職業訓練として他の事業主等に係る労働者に対して行う職業訓練を受託するサービス及び公共職業訓練を受託するサービスは本分類に含まれる。 ○ 社員研修サービス、公共職業訓練受託サービス × 職業技能教授サービス	O	教育、学習支援業	822

生産物分類 (修正案)			日本標準産業分類 (令和5年7月改定)			修正が 必要理由	生産物分類 現行(2019年設定)			日本標準産業分類 (平成25年10月改定)		
暫定分類 コード	分類項目名	説明・内容例示	大分類 コード	大分類名	小分類		暫定分類 コード	分類項目名	説明・内容例示	大分類 コード	大分類名	小分類
82210100000	2C 所属職員等研修サービス		○	教育、学習支援業		82210300	2C 所属職員等研修サービス		○	教育、学習支援業		
82210100010	2C 所属職員等研修サービス	官公庁、企業又は事業所が業務遂行のため、所属職員等を対象として教育・研修を実施するサービス。 × 防衛大学校や職業能力開発総合大学校など学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項第2号に基づく独立行政法人大学改革教育・学位授与機構の認定を受けた課程における教育サービス	○	教育、学習支援業	822	82210303	2C 所属職員等研修サービス	官公庁、企業又は事業所が業務遂行のため、所属職員等を対象として教育・研修を実施するサービス。 × 防衛大学校や職業能力開発総合大学校など学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項第2号に基づく独立行政法人大学改革教育・学位授与機構の認定を受けた課程における教育サービス	○	教育、学習支援業	822	
82409990000	2 その他の教養・技能教授サービス		○	教育、学習支援業		82409900	2 その他の教養・技能教授サービス		○	教育、学習支援業		
82409990010	2 音楽・ダンス教授サービス	音楽に関する技能・技術又はダンス・舞踊に関する技能・技術を教授するサービス(通信教育によるものを含む。) 専修学校(一般課程)・各種学校による音楽・ダンス・舞踊に関する技能・技術を教授するサービスは本分類に含まれる。 ○ ピアノ教授サービス、バイオリン教授サービス、社交ダンス教授サービス、バレエ教授サービス	○	教育、学習支援業	817、821、824	82409903	2 音楽・ダンス教授サービス	音楽に関する技能・技術又はダンス・舞踊に関する技能・技術を教授するサービス(通信教育によるものを含む。) 専修学校(一般課程)・各種学校による音楽・ダンス・舞踊に関する技能・技術を教授するサービスは本分類に含まれる。 ○ ピアノ教授サービス、バイオリン教授サービス、社交ダンス教授サービス、バレエ教授サービス	○	教育、学習支援業	824	
82409990030	2 スポーツ・健康教授サービス	スポーツの技能や健康、美容などの増進のために、柔道、水泳、ヨガ、体操などを教授するサービス(通信教育によるものを含む。) 専修学校(一般課程)・各種学校による柔道・水泳などを教授するサービスは本分類に含まれる。	○	教育、学習支援業	817、821、824	82409906	2 スポーツ・健康教授サービス	スポーツの技能や健康、美容などの増進のために、柔道、水泳、ヨガ、体操などを教授するサービス(通信教育によるものを含む。) 専修学校(一般課程)・各種学校による柔道・水泳などを教授するサービスは本分類に含まれる。	○	教育、学習支援業	824	
82409990050	2 語学教授サービス	日常会話、ビジネス会話等の外国語を教授するサービス(通信教育によるものを含む。) 日本語学校による日本語を教授するサービス(日本語以外の科目を含む。)、専修学校(一般課程)・各種学校による外国語を教授するサービスは本分類に含まれる。 × 通訳者や翻訳者など就業を目的とした語学学校	○	教育、学習支援業	817、821、824	82409909	2 語学教授サービス	外国語を教授するサービス(通信教育によるものを含む。) 日本語学校による日本語を教授するサービス(日本語以外の科目を含む。)、専修学校(一般課程)・各種学校による外国語を教授するサービスは本分類に含まれる。	○	教育、学習支援業	824	
82409990070	2 美術・工芸等教授サービス	絵画、彫刻、写真などの美術に関する技能・技術及び彫金、陶芸、木彫などの工芸に関する技能・技術を教授するサービス(通信教育によるものを含む。) 専修学校(一般課程)・各種学校による美術や工芸に関する技能・技術を教授するサービスは本分類に含まれる。 ○ 編物教授サービス、フラワーデザイン教授サービス	○	教育、学習支援業	817、821、824	82409912	2 美術・工芸等教授サービス	絵画、彫刻、書道、写真などの美術に関する技能・技術及び彫金、陶芸、木彫などの工芸に関する技能・技術を教授するサービス(通信教育によるものを含む。) 専修学校(一般課程)・各種学校による美術や工芸に関する技能・技術を教授するサービスは本分類に含まれる。 ○ 生花教授サービス、茶道教授サービス、編物教授サービス、フラワーデザイン教授サービス	○	教育、学習支援業	824	
82409990090	2 生花・茶道・書道教授サービス	生花、茶道、書道といった日本の生活文化に関する技能・技術を教授するサービス(通信教育によるものを含む。) 専修学校(一般課程)・各種学校による生花などの生活文化に関する技能・技術を教授するサービスは本分類に含まれる。 × フラワーアレンジメント	○	教育、学習支援業	817、821、824			【新設】 日本標準産業分類第14回改定時の議論を踏まえた見直しのため。				
82409990110	2 IT教養技能教授サービス	初心者等にパソコン操作やスマートフォン操作技術、プログラミング等のIT技能を教授するサービス(通信教育によるものを含む。) なお、情報処理の資格を習得するためのカリキュラムの一環としての初級及び中級IT技能を教授するサービスは、職業技能教授サービスに分類される。 専修学校(一般課程)・各種学校によるIT技能や教養に関する技能・技術を教授するサービスは本分類に含まれる。 ○ パソコン教室、スマートフォン教室	○	教育、学習支援業	817、821、824			日本標準産業分類第14回改定時の議論を踏まえた見直しのため。 「職業技能サービス」との区分を明確化するために、「専修学校(一般課程)・各種学校による」という説明文を削除し、なお書き以降に「職業技能教授サービス」に行くべき内容を盛り込む。			【新設】	
82409999999	2 他に分類されないその他の教養・技能教授サービス	教養・技能教授サービスのうち、他に分類されない教養や技能、趣味の活動などのもの(通信教育によるものを含む。) 専修学校(一般課程)・各種学校による他に分類されない教養・技能教授サービスは本分類に含まれる。 ○ そろばん教授サービス、囲碁教授サービス、将棋教授サービス、料理教室	○	教育、学習支援業	817、821、824	82409999	2 他に分類されないその他の教養・技能教授サービス	教養・技能教授サービスのうち、他に分類されないもの(通信教育によるものを含む。) 専修学校(一般課程)・各種学校による他に分類されない教養・技能教授サービスは本分類に含まれる。 ○ そろばん教授サービス、囲碁教授サービス、将棋教授サービス	○	教育、学習支援業	824	
82900100000	2 職業技能教授サービス		○	教育、学習支援業		82400300	2 職業技能教授サービス	当該サービスを産出する主業は、JSI C改定を踏まえ824から変更する。	○	教育、学習支援業		
82900100010	2 職業技能教授サービス	労働者や求職者などに対して、職業に必要な技能・知識又は職業に必要な資格取得のための技能・知識を教授するサービス(通信教育によるものを含む。) 職業能力開発校などの職業訓練施設や専修学校(一般課程)・各種学校による職業技能を教授するサービスは本分類に含まれる。 ただし、官公庁、企業又は事業所から委託を受けて、業務遂行のため、所属職員等の教育・研修を実施するサービスは、研修・職業訓練受託サービスに分類される。 ○ 経理・財務教授サービス、OA事務教授サービス、機械加工技術教授サービス、電気設備技術教授サービス、情報処理教授サービス、デザイン教授サービス、介護教授サービス、通訳・翻訳者養成サービス × 研修・職業訓練受託サービス	○	教育、学習支援業	817、821、822、829	82400303	2 職業技能教授サービス	日本標準産業分類(第14回改定)にて「8249その他の教養・技能教授業」及び「8299他に分類されない教育、学習支援業」の定義が見直され、8249は「教養や技能、趣味の活動」、8299は「資格取得、技能習得を目的として」と説明文に加わったことから、これまで824の生産物として策定されていた「職業技能教授サービス」を、「829」に移動するとともに、区分が明確になるよう説明文及び内容例示を追加する。 また、この分類には職業・教育支援施設や専修学校、各種学校による技能教授サービスも含まれることから、日本標準産業分類小分類につき追記する。 「その他の教養・技能教授サービス」にある「語学教授サービス」との区分を明確化するため、内容例示に「通訳・翻訳者養成サービス」を追加する。	○	教育、学習支援業	824	
83000100000	2 公的医療保険が適用される入院による医療サービス		P	医療、福祉		83000300	2 公的医療保険が適用される入院による医療サービス		P	医療、福祉		
83000100010	2 公的医療保険が適用される入院による医療サービス	病院、診療所等が入院患者に対し、公的医療保険が適用される医療を提供するサービス	P	医療、福祉	831、832、833	83000303	2 公的医療保険が適用される入院による医療サービス	病院、診療所等が入院患者に対し、公的医療保険が適用される医療を提供するサービス	P	医療、福祉	831、832、833	
83000200000	2 公的医療保険が適用されない入院による医療サービス		P	医療、福祉		83000600	2 公的医療保険が適用されない入院による医療サービス		P	医療、福祉		
83000200010	2 公的医療保険が適用されない入院による医療サービス	病院、診療所等が入院患者に対し、公的医療保険が適用されない医療を提供するサービス	P	医療、福祉	831、832、833	83000603	2 公的医療保険が適用されない入院による医療サービス	病院、診療所等が入院患者に対し、公的医療保険が適用されない医療を提供するサービス	P	医療、福祉	831、832、833	
83000300000	2 公的医療保険が適用される外来による医療サービス(歯科を除く)		P	医療、福祉		83000900	2 公的医療保険が適用される外来による医療サービス(歯科を除く)		P	医療、福祉		

生産物分類 (修正案)			日本標準産業分類 (令和5年7月改定)			修正が 必要な理由	生産物分類 現行(2019年設定)			日本標準産業分類 (平成25年10月改定)		
暫定分類 コード	分類項目名	説明・内容例示	大分類 コード	大分類名	小分類		暫定分類 コード	分類項目名	説明・内容例示	大分類 コード	大分類名	小分類
83000300010	2	公的医療保険が適用される外来による医療サービス(歯科を除く)	P	医療、福祉	831、832、842	「訪問診療」及び「オンライン診療」の分類を明確にするため、説明を追加する。	83000903	2	公的医療保険が適用される外来による医療サービス(歯科を除く)	P	医療、福祉	831、832、842
83000400000	2	公的医療保険が適用されない外来による医療サービス(歯科を除く)	P	医療、福祉			83001200	2	公的医療保険が適用されない外来による医療サービス(歯科を除く)	P	医療、福祉	
83000400010	2	公的医療保険が適用される外来による医療サービス(歯科を除く)	P	医療、福祉	831、832、842	「訪問診療」及び「オンライン診療」の分類を明確にするため、説明を追加する。	83001203	2	公的医療保険が適用される外来による医療サービス(歯科を除く)	P	医療、福祉	831、832、842
83000500000	2	公的医療保険が適用される外来による医療サービス(歯科)	P	医療、福祉			83001500	2	公的医療保険が適用される外来による医療サービス(歯科)	P	医療、福祉	
83000500010	2	公的医療保険が適用される外来による医療サービス(歯科)	P	医療、福祉	831、833	「訪問診療」及び「オンライン診療」の分類を明確にするため、説明を追加する。	83001503	2	公的医療保険が適用される外来による医療サービス(歯科)	P	医療、福祉	831、833
83000600000	2	公的医療保険が適用されない外来による医療サービス(歯科)	P	医療、福祉			83001800	2	公的医療保険が適用されない外来による医療サービス(歯科)	P	医療、福祉	
83000600010	2	公的医療保険が適用されない外来による医療サービス(歯科)	P	医療、福祉	831、833	「訪問診療」及び「オンライン診療」の分類を明確にするため、説明を追加する。	83001803	2	公的医療保険が適用されない外来による医療サービス(歯科)	P	医療、福祉	831、833
83000700000	9	保健予防活動サービス	P	医療、福祉			83002100	9	保健予防活動サービス	P	医療、福祉	
83000700010	9	保健予防活動サービス	P	医療、福祉	831、832、833、842	「訪問診療」及び「オンライン診療」の分類を明確にするため、説明を追加する。 また、「産後ケアサービス」の新設に伴い、区分を明確にするため×例示に「産後ケアサービス」を追加する。	83002103	9	保健予防活動サービス	P	医療、福祉	831、832、833、842
	2	産後ケアサービス	P	医療、福祉		母子保健法(昭和40年法律第141号)上に位置付けられた産後ケアサービスに該当する分類項目が現行の分類にないため、「産後ケアサービス」を新設することとしたい。			(新設)			
	2	産後ケアサービス	P	医療、福祉	831、832、834	母子保健法(昭和40年法律第141号)上に位置付けられた産後ケアサービスに該当する分類項目が現行の分類にないため、「産後ケアサービス」を新設することとしたい。			(新設)			
83400300	2	助産サービス	P	医療、福祉			83400300	2	助産サービス	P	医療、福祉	
83400303	2	助産サービス	P	医療、福祉	834	「産後ケアサービス」の新設に伴い、区分を明確にするため×例示に「産後ケアサービス」を追加する。	83400303	2	助産サービス	P	医療、福祉	834
83600100000	9	医療附带サービス	P	医療、福祉			83600300	9	医療附带サービス	P	医療、福祉	
83600100010	9	歯科技工サービス	P	医療、福祉	836		83600303	9	歯科技工サービス	P	医療、福祉	836
83600100030	1	臓器等バンクサービス	P	医療、福祉	836		83600306	1	臓器等バンクサービス	P	医療、福祉	836
83600100050	1	検体検査サービス	P	医療、福祉	836		83600309	1	検体検査サービス	P	医療、福祉	836
83600109999	1	その他の医療附带サービス	P	医療、福祉	836		83600399	1	その他の医療附带サービス	P	医療、福祉	836
	9	その他の医療に附属するサービス	P	医療、福祉		現行の生産物分類には産業分類の中分類83-医療業に対応するバスケット項目がないため、新設することとしたい。			(新設)			
	9	その他の医療に附属するサービス	P	医療、福祉	831、832、833、834、835、836	現行の生産物分類には産業分類の中分類83-医療業に対応するバスケット項目がないため、新設することとしたい。			(新設)			